東海農政局工事成績等評定実施要領

（目的）

第１　この要領は、東海農政局が所掌する請負工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　工事成績等評定（以下「評定」という。）の対象は、原則として予定価格が 400 万円を超える請負工事とする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で東海農政局長（以下「局長」という。）が評定を行う必要がないと認めたものにあっては、この限りでない。

（評定内容）

第３　評定内容は、次に掲げる内容に区分するものとする。

なお、工事技術的難易度評価及びＶＥ提案等評定は本要領によるほか、それぞれ別添１の「工事技術的難易度評価実施要領」及び別添２の「ＶＥ提案等評定実施要領」によるものとする。

(1)　工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績（以下「工事成績評定」という。）

(2)　構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事の技術的難易度（以下「工事技術的難易度評価」という。）

(3)　企業からのＶＥ提案に基づく工事施工状況、目的物の品質を評価するＶＥ提案に係る施工（以下「ＶＥ提案等評定」という。）

（評定者）

第４　評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1)　会計法第 29 条の 11 第１項、第２項、第４項及び第５項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあっては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあっては「検査職員」という。）

(2)　当該工事を所掌する事業所、事務所（東海農政局会計事務取扱細則（昭和 47 年７月１日付け 47 海総第 698 号（経））第２条に規定する事業所等をいう。）の長（以下「事業（務）所長」という。）

(3)　当該工事を担当する東海農政局会計課長（以下「会計課長」 という。）

（評定の方法）

第５　評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

２　評定は、工事内容の確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる監督職員及び検査職員がそれぞれ２人以上の場合は、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

３　工事成績評定の採点は、別紙－１－１「工事成績採点表」により行うものとする。

４　細目別評定点の算出は、別紙－１－２「細目別評定点採点表」により行うものとする。

５　評定結果は、別記様式１「工事成績評定表」に記録するものとする。

６　評定にあたっては、別紙２から別紙８までの「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用、検査職員用、事業（務）所長用）」及び別紙９－１～６「施工プロセスのチェックリスト」を作成し、別紙 10「出来形及び品質のばらつき」と併せて評定の参考とするものとする。

また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関する評定にあたっては、受注者の実施状況を十分に把握した上、行うものとする。

（評定の時期）

第６　評定の時期は、会計課長、事業（務）所長及び監督職員にあっては、工事が完成したとき、検査職員にあっては、検査を実施したときとする。

（評定結果の提出）

第７　評定者は、支出負担行為担当官（代理官含む。）が契約した工事にあっては局長に、分任支出負担行為担当官（代理官含む。）が契約した工事にあっては、当該工事を担当する事業（務）所長に、工事成績評定表を遅滞なく提出するものとする。

２　事業（務）所長は、前項の規定により受理した評定結果について、遅滞なく局長へ報告するものとする。

（評定結果の通知）

第８　局長又は事業（務）所長は、評定者から工事成績評定表の提出があったときは、当該工事の受注者に対し別記様式２（工事成績評定通知書）並びに別記様式２の別表１「項目別評定点」及び別表２「工事技術的難易度項目別評価表」により、評定結果を遅延なく、通知するものとする。なお、別記様式２の別表１「項目別評点表」は、別紙－１－２「細目別評定点採点表」より、別表２－１「工事技術的難易度項目別評価表（土木・建築）」又は別表２－２「工事技術的難易度項目別評価表（施設機械）」は、「工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第１－１「工事技術的難易度評価表（土木・建築）」又は同要領別記様式第１－２「工事技術的難易度評価表（施設機械）」より転記するものとする。

（評定の修正）

第９　局長又は事業（務）所長は、第８及び別添２「ＶＥ提案等評定実施要領」第７の規

定により評定の結果を通知した後、かしの判明等により当該評定を修正する必要があると認めたときは、修正するものとし、修正した評定結果について、当該工事の受注者に対し遅滞なく、通知するものとする。

（評定内容の説明等）

第 10　第８及び第９による通知を受けた受注者は、通知を受けた日の翌日から 10 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により、局長又は事業（務）所長に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

２　局長又は事業（務）所長は、前項の規定により評定の内容について説明を求められた場合は、書面を受理した翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

３　局長又は事業（務）所長は、前項の回答を行う場合には、第 12 及び第 13 に規定する工事成績評定委員会に意見を求めることができるものとする。

４　第１項及び第２項の事項については、第８及び第９の通知において明らかにするものとする。

（苦情申立て）

第 11　局長又は事業（務）所長から回答の通知を受けた受注者は、回答書による説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、書面により当該局長又は事業（務）所長に対して、苦情を申し立てることができるものとする。

２　局長又は事業（務）所長は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに、「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成６年５月 31 日付け６経第 930 号大臣官房経理課長通知。以下「入札等監視委員会通知」という。）により設置される入札等監視委員会（以下「入札等監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続き及び苦情申立請求書の様式等については、入札等監視委員会通知によるものとする。

３　局長又は事業（務）所長は、申立者に対し、入札等監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。

(1)　苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答するものとする。

(2)　申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い局長又は事業（務）所長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

４　局長又は事業（務）所長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。

５　局長又は事業（務）所長は、第 10 第２項の回答書において、苦情申立てができる

旨を明らかにするものとする。

（東海農政局工事成績評定委員会）

第 12　局長が意見を求める東海農政局成績評定委員会の構成は、別表１に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

（事業所等工事成績評定委員会）

第 13　事業（務）所長が意見を求める事業所等工事成績評定委員会の構成は、別表２に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

（創意工夫等に係る資料要求）

第 14　当該工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」「総合評価技術提案」に関して、受注者が実施状況について別記様式（工事特性等実施状況）により提出できるものとし、その旨を特別仕様書に記載するものとする。

２　提出された工事特性等実施状況は、工事成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附則

この要領は、平成 15 年２月 19 日に施行し、平成 15 年４月１日から適用する。

附則

この要領は、平成 15 年７月１日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年 10 月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 29 年４月１日以降に契約手続きを開始する工事から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

別表１

東海農政局工事成績評定委員会

部　会　名	工　事　の　種　類	構　成　員
農村振興部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち事業（務）所が担当する工事	○委員長 　農村振興部長 ○委　員 　会計課長 　設計課長 　当該工事担当課長 　当該工事担当職員 　当該工事評定者
一般部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち上記以外の工事	○委員長 　総務管理官 ○委　員 　会計課長 　当該工事担当課長 　当該工事評定者

別表２

事業所等工事成績評定委員会

構成員
○委員長 ○　次長 ○　（次長が二人置かれている場合は技術次長、次長が置かれていない場合は庶務課長） ○委　員 ○　庶務課長 ○　当該工事担当課長 ○　当該工事担当職員 ○　当該工事評定者

別記様式第１

工　事　成　績　評　定　表

年　月　日

東海農政局○○農業水利事業（務）所

工事名	
契約金額	当初：　　最終：
工期	当初：　年　月　日　から　最終：　年　月　日　から 年　月　日　まで　年　月　日　まで
完成年月日	年　月　日
完成検査年月日	年　月　日
既済部分検査年月日	年　月　日
中間技術検査年月日	年　月　日
受注者住所氏名	
現場代理人氏名	
主任技術者氏名	
監理技術者氏名	
事業所等の長所属・氏名	
監督職員所属・氏名	
完成検査職員所属・氏名	
既済部分検査職員所属・氏名	
中間技術検査職員所属・氏名	
①監督職員評定点	点
②事業所等の長評定点	点
③既済部分、中間技術検査職員評定点	点
④完成検査職員評定点	点
⑤法令遵守等	点
うち総合評価技術提案	点
⑥評定点合計	点

注１）既済部分、中間技術検査があった場合
評定点合計　⑥＝（①×０．４＋②×０．２＋③×０．２＋④×０．２）－⑤
既済部分、中間技術検査がなかった場合
評定点合計　⑥＝（①×０．４＋②×０．２＋④×０．４）－⑤

２）既済部分、中間技術検査が２回以上あった場合、③の評定点は既済部分、中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

３）一部完成の場合は、事業所等の長、監督職員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

４）監督職員、事業所等の長、検査職員の評定点は小数第１位までとする。

５）評定点合計は、四捨五入により整数とする。

６）⑤法令遵守等は、事業所等の長が記入する。

別記様式２（工事成績評定通知書）

番　号
年月日

契約の相手方
　所在地
　商号又は名称
　代表者氏名　　殿

○○農政局長（事業（務）所長）
○○○○

工事成績評定通知書

貴社が受注した下記の工事について、○○農政局工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から起算して１０日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

１　工事名　　○○事業　○○工事

２　工　期　　○年○月○日～○年○月○日

３　完成検査年月日　　○年○月○日

４　評定点（修正評定点　【評定点を修正し、通知する場合に記載する】）

評定内容	評定点等
工事成績評定	
工事の技術的難易度評価	
ＶＥ提案等評定	

【評定の対象と成らないものは、「該当なし」と記載する】

５　書面の送付先　　住所　○○○○
○○農政局○○部○○課○○係
（○○農政局○○事業所○○課○○係）

６　手続等の問い合わせ先　　住所　○○○○
○○農政局○○部○○課○○係
（○○農政局○○事業所○○課○○係）
℡　・・－・・・－・・・・（代）内線・・・・

別記様式２の別表１

項　目　別　評　点　表

評価項目	細別	評定点／満点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／３．３　点
	Ⅱ．配置技術者	／４．１　点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	／13.0　点
	Ⅱ．工程管理	／８．１　点
	Ⅲ．安全対策	／８．８　点
	Ⅳ．対外関係	／３．７　点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／14.9　点
	Ⅱ．品質	／17.4　点
	Ⅲ．出来ばえ	／８．５　点
４．工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／７．３　点
５．創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／５．７　点
６．社会性等（加点のみ）	地域への貢献度	／５．２　点
７．法令遵守等		点
うち総合評価技術提案	技術提案履行確認	点
評定点合計		／100.0　点

別記様式２の別表２－１

工事技術的難易度項目別評価表（土木・建築）

大項目	評価	小項目	評価
１．構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
２．技術特性		①工法等	
		②その他	
３．自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
４．社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）			

別記様式２の別表２－２

工事技術的難易度項目別評価表（施設機械）

大項目	評価	小項目	評価
１．設備条件		①設備種別	
		②設備規模	
		③その他	
２．設備技術特性		①施工技術	
		②その他	
３．設備据付条件		①設備環境	
		②土木構造物	
		③その他	
４．社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音･振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路･ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（Ⅰ～Ⅵ）			

別紙－１－１

工事成績採点表（完成・一部完成）

年　　月　　日　　作成

○○農政局　○○○事業（務）所

工　事　名														契約金額（最終）													
受注者名														工　期	年　月　日～　年　月　日						完成年月日	年　月　日					
考査項目		①監督職員					②事業所等の長							③検査職員（既済・中間）							④検査職員（完成）						
		氏名					氏名							氏名							氏名						
項目	細目	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ 施工体制一般	+1	+0.5	0	−5	−10																					
	Ⅱ 配置技術者	+3	+1.5	0	−5	−10																					
2．施工状況	Ⅰ 施工管理	+4	+2	0	−5	−10								+5		+2.5		0	−7.5	−15	+5		+2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ 工程管理	+4	+2	0	−5	−10	+2		+1		0	−7.5	−15														
	Ⅲ 安全対策	+5	+2.5	0	−5	−10	+3		+1.5		0	−7.5	−15														
	Ⅳ 対外関係	+2	+1	0	−2.5	−5																					
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	+4	+2	0	−2.5	−5								+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20
	Ⅱ 品　質	+5	+2.5	0	−2.5	−5								+15	+12	+7.5	+4	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4	0	−12.5	−25
	Ⅲ 出来ばえ													+5		+2.5		0	−5		+5		+2.5		0	−5	
4．工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応※2						+20～0																				
5．創意工夫	Ⅰ 創意工夫　※3	＋7～＋1		0																							
6．社会性等	Ⅰ 地域への貢献度　※4						+10	+7.5	+5	+2.5	0																
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±　点					±　点							±　点							±　点						
評定点(65±加減点合計)　※1		a　点					b　点							c　点							d　点						
評定点計		点　・既済部分（中間）検査があった場合　：（a×0.4＋b×0.2＋c×0.2＋d×0.2)=　点　※但し、③（既済・中間）が２回以上の場合は平均値 ・既済部分（中間）検査がなかった場合　：（a×0.4＋b×0.2＋d×0.4)=　点																									
7．法令遵守等　※6							点																				
技術提案履行確認　※9							履行　不履行　対象外																				
評定点合計　※7		点　・評定点計（○○点）＋７．法令遵守等（±○○点（うち総合評価技術提案不履行（－○○点））＝　点																									
所　見　※8		（監督職員）					（事業所等の長）							（検査職員）													

※１　評定点＝６５点±加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点（a～d）は、小数第１位まで記入する。

※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督職員からの報告を受けて事業所等の長が評価するものとする。

※３　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※４　社会性等の評価では、地域への貢献度の観点から加点評価のみとする。

※５　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、完成検査職員の評価に先立ち、監督職員・事業所等の長が記入する。

※６　法令遵守等の評価は、事業所等の長が行う。

※７　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※８　所見欄には、評定結果の概要を記載する。

※９　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。不履行の場合は、評価項目ごとに３点減ずるものとし、評価は事業所長等の長が行う。

別紙－１－２

細 目 別 評 定 点 採 点 表

項　　目	細別	①監督職員	②事業所等の長	③検査職員 (既済・中間)	④検査職員 (完成)	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ施工体制一般	(　　)×0.4 +2.9=　　点				3.3点	
	Ⅱ配置技術者	(　　)×0.4 +2.9=　　点				4.1	
２．施工状況	Ⅰ施工管理	(　　)×0.4 +2.9=　　点		(　　)×0.4 +6.5=　　点	(　　)×0.4 +6.5=　　点	13.0	
	Ⅱ工程管理	(　　)×0.4 +2.9=　　点	(　　)×0.2 +3.2=　　点			8.1	
	Ⅲ安全対策	(　　)×0.4 +2.9=　　点	(　　)×0.2 +3.3=　　点			8.8	
	Ⅳ対外関係	(　　)×0.4 +2.9=　　点				3.7	
３．出来形 及び出来ばえ	Ⅰ出来形	(　　)×0.4 +2.8=　　点		(　　)×0.4 +6.5=　　点	(　　)×0.4 +6.5=　　点	14.9	
	Ⅱ品質	(　　)×0.4 +2.9=　　点		(　　)×0.4 +6.5=　　点	(　　)×0.4 +6.5=　　点	17.4	
	Ⅲ出来ばえ			(　　)×0.4 +6.5=　　点	(　　)×0.4 +6.5=　　点	8.5	
４．工事特性	Ⅰ施工条件等 への対応		(　　)×0.2 +3.3=　　点			7.3	
５．創意工夫	Ⅰ創意工夫	(　　)×0.4 +2.9=　　点				5.7	
６．社会性等	Ⅰ地域への貢献度		(　　)×0.2 +3.2=　　点			5.2	
７．法令遵守等	Ⅰ法令遵守等		(　　)×1.0 =　　点				
総合評価技術提案	技術提案履行確認		(　　)×1.0 =　　点 履行　不履行　対象外				
					評定点合計	100点	

※既済部分（中間）検査があった場合
（①＋②＋③×０．５＋④×０．５）＝細目別評定点（既済、中間が２回以上の場合は③は平均した点数とする）
※既済部分（中間）検査がなかった場合
（①＋②＋④）＝細目別評定点
※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

監督職員用　目次

書式名称	考査項目	細別	備考
別紙２	１．施工体制	Ⅰ施工体制一般 Ⅱ配置技術者	
別紙３－１　から 別紙３－２	２．施工状況	Ⅰ施工管理 Ⅱ工程管理 Ⅲ安全対策 Ⅳ対外関係	
別紙４－１　から 別紙４－３	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形 Ⅱ品　質	
別紙５	４．創意工夫	Ⅰ創意工夫	

①「評価対象項目」とは、各運用表のチェック項目をいう。
②当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
④評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
⑤なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙２（監督職員用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目の□を ✔ マークする

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。
□　施工計画書を、工事着手前に提出している。
□　作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体制図で確認できる。
□　品質証明体制が確立され、有効に機能している。
□　元請が下請の作業成果を検査している。
□　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□　工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上９０％未満…… b
評価値が８０％未満…… c</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ配置技術者
(現場代理人等)</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。
□　作業主任者を選任し配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□　現場代理人として工事全体の把握ができている。
□　現場代理人として監督職員との連絡調整及び対応がよい。
□　設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□　書類整理、資料整理が適切に処理されている。
□　契約書、設計図書等を良く理解し現場に反映して工事を行っている。
□　作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
□　部下や下請けの施工体制、施工状況を把握している。
□　主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ良好な施工に努めた。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上９０％未満…… b
評価値が８０％未満…… c</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙３－１（監督職員用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。
□　施工計画書の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□　現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□　工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□　日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□　現場内の整理整頓が日常的になされている。
□　指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□　打合せ簿を、不足無く整理している。
□　建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上９０％未満……b
評価値が８０％未満……c</td><td>□　施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ工程管理</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。
□　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□　時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□　工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□　適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□　休日の確保を行った。
□　計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上９０％未満…b
評価値が８０％未満……c</td><td>□　工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙３－２（監督職員用）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅲ安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。
□　災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□　新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□　過積載防止に積極的に取り組んでいる。
□　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上９０％未満…… b
評価値が８０％未満…… c</td><td>□　安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅳ対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。
□　関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□　工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上９０％未満…… b
評価値が８０％未満…… c</td><td>□　対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙４－１（監督職員用）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅰ　出来形</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね　８０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

※　ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施設機械設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。
□　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。
□　設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□　不可視部分の出来形を写真撮影している。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">電気通信設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。
□　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理している。
□　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□　不可視部分の出来形を写真撮影している。
□　設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。
□　設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□　配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□　測定機器の検定を定期的に実施し、証明が整理されている。
□　行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満 ・・・・b
評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙４－２（監督職員用）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ
Ⅱ　品　質</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

※　ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設機械設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>e
□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書等の仕様を満足し、証明書が整備されている。
□　設備の機能及び性能を、設計図書等のとおり確保している。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□　機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられている。
□　溶接管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。
□　塗装管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。
□　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□　小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□　設備の取扱説明書を工夫している。
□　完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□　機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□　設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上９０％未満……b
評価値が８０％未満……c</td><td></td><td></td></tr>
</table>

	電気通信設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 □　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □　材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足している。 □　機器の品質、機能及び性能が、設計図書等を満足し、成績書にまとめている。 □　盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 □　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 □　ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □　設備の機能及び性能が設計図書等の仕様を満足している。 □　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □　設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足している。 □　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 □　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c				

別紙４－３（監督職員用）

<table>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="3">建築工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。

※試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は以下評価対象項目だけで評定する。

●評価対象項目
□　材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□　部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□　機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□　室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分に実施されている。
●判断基準

評価値が９０％以上……ａ
評価値が８０％以上９０％未満……ｂ
評価値が８０％未満……ｃ</td></tr>
</table>

別紙５（監督職員用）
［記入方法］　該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th colspan="2">工夫事項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４．創意工夫</td><td>Ⅰ．創意工夫</td><td>【施工】
□　施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
□　コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
□　土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
□　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
□　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
□　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
□　照明などの視界の確保に関する工夫。
□　仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
□　運搬車両、施工機械等に関する工夫。
□　支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
□　盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
□　施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
□　出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
□　施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
□　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。
※本項目は２点の加点とする。
□　新技術、特殊な工法や材料を用いた工事。
□　優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
【品質】
□　土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
□　コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
□　鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
□　配筋、溶接作業等に関する工夫。
【安全衛生】
□　建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。
※本項目は２点の加点とする。
□　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
□　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
□　現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
□　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
□　一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
□　厳しい作業環境の改善に関する工夫。
□　環境保全に関する工夫。</td><td>【その他】
□　その他
（理由：　　）
□　その他
（理由：　　）
□　その他
（理由：　　）
□　その他
（理由：　　）
□　その他
（　　）
（　　）
（　　）</td></tr>
<tr><td>記述評価
（✔ マークを付した評価内容を詳細記述）</td><td>評点：　　点</td><td>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</td></tr>
</table>

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１又は２点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の評価対象項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

検査職員用　目次

書式名称	考査項目	細別	備考
別紙３－１	２．施工状況	Ⅰ施工管理	
別紙４－１　から 別紙４－２０	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形 Ⅱ品　質 Ⅲ出来ばえ	

①　「評価対象項目」とは、各運用表のチェック項目をいう。
②　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
③　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
④　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
⑤　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙３－１（検査職員用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が９０％以上……a 評価値が８０％以上９０％未満……b 評価値が８０％未満……c			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙４－１（検査職員用）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
□　出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□　写真管理基準の管理項目を満足している。
□　出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

※　ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。

①　出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値等に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
施設機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価						□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
□　製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。
□　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。
□　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が規格値内であり、出来形の確認ができる。
□　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
□　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□　不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
□　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
□　設備の据付及び固定方法が承諾図書通り施工されていることが確認できる。
□　出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・・ａ
評価値が80％以上90％未満・・・・・・・・ａ’
評価値が70％以上80％未満・・・・・・・・ｂ
評価値が60％以上70％未満・・・・・・・・ｂ’
評価値が60％未満・・・・・・・・・・・・・ｃ

		a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	電気通信設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 □　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □　不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □　設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が規格値内であることが確認できる。 □　設備の据付、固定方法が、承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □　配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □　行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　社内の管理基準に基づき管理している。 □　設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □　盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上りが良好である。 □　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・・ａ 評価値が80％以上90％未満・・・・・・・・ａ’ 評価値が70％以上80％未満・・・・・・・・ｂ 評価値が60％以上70％未満・・・・・・・・ｂ’ 評価値が60％未満・・・・・・・・・・・・・ｃ					□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙４－２（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ
Ⅱ　品　質</td>
<td rowspan="2">ほ場整備工事
・整地工等
・進入路工
・暗渠排水工
・用・排水路工
・道路工
・二次製品
Ｕ字溝・ＢＦＬ型
ボックスカルバート
ブロック積</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工をしている。
□　濁り等の防止に十分留意して施工している。
□　石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。
□　表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。
□　進入路ついて耕作に支障がないように施工されている。
□　暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。
□　用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。
□　用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。
□　用・排水路の法面のとおりがよい。
□　構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□　護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。
□　二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。
□　二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）
●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

別紙４－３（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td>
<td rowspan="2">農地造成工事
・テラス
（階段畑）
・土壌改良
・改良山成</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目

□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工している。
□　防災施設が施工計画のとおり施工している。
□　伐開物処理は、関係法令により適切に処理されている。
□　抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。
□　基盤造成、法面植生､雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書により施工されている。
□　土壌改良資材の撒布は仕様書及び設計図書により施工されている。
□　砕土は、適切な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合が図られている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

別紙４－４－１／２（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td>
<td rowspan="2">コンクリート構造物工事
・トンネル
・水路
・頭首工
・橋梁
・用排水機場</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。
□　特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。
□　モッコン跡、打継目等からの漏水等がない。
□　クラックの発生がない。
□　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□　鉄筋の品質、証明書類で確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

別紙４－４－２／２（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2"></td>
<td rowspan="2">舗装工事</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
【路床・路盤工関係】
□　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）
【アスファルト舗装工関係】
□　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）
【コンクリート舗装工関係】
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

別紙４－５（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td>
<td rowspan="2">盛土・築堤等工事
・干拓堤防工
・堤防改修工
（海岸保全）</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　濁り等の防止に十分留意して施工している。
□　工事の施工に当たり、図面に示す施工順序に従って施工している。
□　工事用仮設道路等は、堤体の安定性、運搬機械の安全性、工事工程等を考慮した計画となっている。
□　築堤敷及び周辺の雨水対策として、水替え等が実施されている。
□　敷網工の施工が仕様書に従い実施されている。
□　敷砂工の施工が仕様書に従い実施されている。
□　敷砂利工の施工が仕様書に従い実施されている。
□　地盤改良の施工が仕様書に従い施工されている。
□　根固、押え捨石及び被覆石の施工が仕様書に従い施工されている。
□　フィルター工の施工が仕様書に従い施工されている。
□　盛土工の施工が仕様書に従い施工されている。
□　計測計器類が仕様書に従い設置されている。
□　動態観測において、計測項目、計測機器及び計測方法が仕様書に従い計測されている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

別紙４－６－１／２（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">法面工事
・地滑り防止工の抑止工</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
【共 通】
□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)
□　施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□　盛土の施工に当たり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
□　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□　金網が破損を生じていないことが確認できる。
□　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　法肩の吹付けに当たり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む)】
□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　枠内に空隙が無いことが確認できる。
□　層間にはく離が無いことが確認できる。
□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙４－６－２／２（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">管水路工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　中心線の通りがよい。
□　仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□　管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる
□　地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる
□　管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□　コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙４－７（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">フイルダム工事
ため池工事</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。
□　施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。
□　雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。
□　気象条件を考慮した施工が確認できる。
□　鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおりに施工している。
□　コンクリートの供試体が当該現場のものであることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">コンクリートダム工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　基礎処理施工要領書等に示された規定に従い適切に実施されている。
□　型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。
□　鉄筋の組立及び継ぎ手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。
□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。
□　特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。
□　コンクリートの打ち継ぎ部の処理が、仕様書等の規定に従い適切に実施されている。
□　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　モッコン跡、打継目等からの漏水等がない。
□　クラックの発生がない。
□　コンクリートの打設方法（リフト差、リフト高）が確認できる。
□　コンクリートの現場養生は、仕様書の規定に従って適切に実施されている。
□　その他（理由：　　）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50 %以下	80 %以下	80 %を超える	
評価値	90 %以上	a	a’	b	b
	75 %以上 90 %未満	a’	b	b’	b’
	60 %以上 75 %未満	b	b’	c	c
	60 %未満	b’	c	c	c

別紙４－８（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">トンネル工事
・ＮＡＴＭ工法に適用</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□　施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。
□　吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□　吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□　吹き付けコンクリートの跳ね返り量が適正な量以下であることが確認できる。
□　覆工コンクリートは、打設時型枠に変圧を与えていないことが確認できる。
□　コンクリート打ち継ぎ目処理が、仕様書等の規定に従い実施されている。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　型枠等の取り外しに関して適切に管理されている。
□　コンクリート等にクラックがない。
□　金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">コンクリート二次製品水路工事（Ｕ字溝、ＢＦ等付帯的なものを除く）
・Ｌ型
み
・ボックスカルバート
・ブロック積</td><td rowspan="2"></td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　施工基面が平滑に仕上げられている。
□　法面のとおりがよい。
□　仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□　護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。
□　コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。
□　二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50 %以下	80 %以下	80 %を超える	
評価値	90 %以上	a	a’	b	b
	75 %以上 90 %未満	a’	b	b’	b’
	60 %以上 75 %未満	b	b’	c	c
	60 %未満	b’	c	c	c

別紙４－９（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">地滑り防止工事
・承水路工
・排水路工</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　施工基面が平滑に仕上げられている。
□　地形形状を考慮した施工がなされている。
□　施設の出来上がりに凹凸がなく、丁寧に仕上げてある。
□　埋戻が十分締め固められており、現況地形との取り付けがなじみよく施工がなされている。
□　継目が仕様書等で示す条件により施工されている。
□　既設道路及び水路施設等との取り付けが、なじみよく施工がなされている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地滑り防止工事
・集水井工</td><td colspan="5">a　a’　b　b’　c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　ライナープレートを確実に固定できるように掘削が入念に行われ、ライナープレート端に振れてなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。
□　ライナープレートが、仕様書に示す深さごと一枚ずつ実施されていることが確認できる。
□　ライナープレートの接続(ボルト締付)が、仕様書に示すとおりに実施されている。
□　水抜きボーリング、排水ボーリングが、図面及び仕様書により正確に施工されている。
□　梯子あるいは階段が、丁寧に取り付けられている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙４－１０（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">地滑り防止工事
・水抜ボーリング工</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　孔口間隔が正確で孔口の接続が丁寧に仕上げてある。
□　掘進方向、角度及び長さが、図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。
□　ボーリングコアが綺麗(ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞが丁寧)に採れている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地滑り防止工事
・堰堤工
・床止工</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　基礎地盤が確認され、丁寧に基盤面が仕上げられていることが確認出来る。
□　掘削法面勾配が、正確に施工されていることが確認できる。
□　コンクリート面が丁寧に仕上げられている。
□　打継目処理が丁寧に施工されていることが確認できる。
□　排水パイプあるいは吸出し防止材が、丁寧に施工されていることが確認できる。
□　床止め工施工の際に坪堀等により、基礎地盤の確認がなされていることが確認できる。
□　鉄線籠工等の詰め石が、間隙の無いよう実施されていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙４－１１（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">地滑り防止工事
・抑止杭工</td><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　抑止杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
□　抑止杭の打ち止め管理方法又は、場所打ち杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。
□　抑止杭の偏心管理が確認できる。
□　偏心量が全て管理基準値以内で施工されている。
□　溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。
□　杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。
□　グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。
□　グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。
□　杭上の埋戻しが、丁寧に施工されている。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地滑り防止工事
・アンカー工</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の品質規定証明書が整備されている。
□　法面整形が丁寧に施工されている。
□　ラス張と地山の間に隙間がなく丁寧に施工されている。
□　法枠が地山形状になじんだ施工となっている。
□　アンカー角度が正確に施工されていることが確認できる。
□　孔内のスライムが十分除去されている
□　グラウトが十分に施工されていることが確認できる。
□　グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50 %以下	80 %以下	80 %を超える	
評価値	90 %以上	a	a’	b	b
	75 %以上 90 %未満	a’	b	b’	b’
	60 %以上 75 %未満	b	b’	c	c
	60 %未満	b’	c	c	c

別紙４－１２－１／２（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">電気通信設備工事</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□　盤内機器の取付及び配線の仕上りが良好である。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□　設備の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□　設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定められた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
※　評価値が90％以上・・・・・・・・・・ａ
※　評価値が80％以上90％未満・・・・・ａ’
※　評価値が70％以上80％未満・・・・・ｂ
※　評価値が60％以上70％未満・・・・・ｂ’
※　評価値が60％未満・・・・・・・・・・ｃ</td></tr>
</table>

別紙４－１２－２／２（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">施設機械設備工事</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□　設備の機能及び性能が、設計図書等のとおり確保され、品質の確認ができる。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□　溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
□　小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□　設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□　完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
□　機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
□　設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定められた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる。
□　その他（理由：　　）

●判断基準
※　評価値が90％以上・・・・・・・・・・ａ
※　評価値が80％以上90％未満・・・・・ａ’
※　評価値が70％以上80％未満・・・・・ｂ
※　評価値が60％以上70％未満・・・・・ｂ’
※　評価値が60％未満・・・・・・・・・・ｃ</td></tr>
</table>

別紙４－１３（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td>
<td rowspan="2">水路補修工事
・目地補修工
・断面修復工
・表面被覆工
・管更正工</td>
<td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td>
<td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
【共通】
□　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　気象条件に応じた施工方法で施工されている。
□　部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。
□　養生の期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。
□　施工時の現場条件（ドライ施工等）が適切に行われていることが確認できる。
□　理由

【開水路補修工】
□　補修材が当該既設構造物へしっかり密着（規程の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□　目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。

【管更正工】
□　規定の厚さで施工されていることが確認できる。
□　施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。
□　管更正材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。
□　各種耐用試験結果（曲げ強度試験他）にクリアしていることが確認できる。
□　曲線部の施工では弛みが無いことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。

●判断基準
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>50 %以下</td><td>80 %以下</td><td>80 %を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

別紙４－１５（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ　品　質</td><td rowspan="2">建築工事</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。
＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

※ばらつきの判断は別紙－１０【出来形及び品質のばらつきの考え方】参照。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評定する。
●評価対象項目
□　材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□　部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□　機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
□　室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分に実施されている。

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
※　試験結果の打点数が少なくばらつきの判断ができない場合は確認事項だけで評定する。</td></tr>
<tr><td></td><td>上記以外の工事
又は
合併工事</td><td colspan="5">●評価対象項目
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：
※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。

●判断基準
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50 %以下</th><th>80 %以下</th><th>80 %を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90 %以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75 %以上 90 %未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60 %以上 75 %未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60 %未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table></td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙４－１６（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ</td><td rowspan="2">ほ場整備工事</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目
□　均平度が良い。
□　土工の仕上げが良い。
□　土工の通りが良い。
□　土工の構造物等のすりつけが良い。
□　用・排水路の通りが良い。
□　コンクリート構造物の通りが良い。
□　全体的な美観が良い。

該当６項目以上……a
該当５項目以上……b
該当３項目以上……c
該当２項目以下……d</td></tr>
</table>

別紙４－１７（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ</td><td rowspan="2">農地造成工事</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="4">●評価対象項目
□　勾配が良い。
□　土工の仕上げが良い。
□　切土・盛土法面の通りが良い。
□　雨水処理が良い。
□　排水路の通りが良い。
□　全体的な美観が良い。

該当６項目以上……a
該当５項目以上……b
該当３項目以上……c
該当２項目以下……d</td></tr>
</table>

別紙４－１８（検査職員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ	コンクリート構造物工事 ・トンネル ・水路工 ・頭首工 ・橋梁工 ・用排水機場	●評価対象項目 □　コンクリートの表面状態が良い。 □　コンクリート面の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。 該当５項目以上……a 該当４項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d			
	法面工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　植生、吹き付け等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。 該当３項目以上……a 該当２項目以上……b 該当１項目以上……c 該当項目なし……d			
	舗装工事	●評価対象項目 □　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。 該当５項目以上……a 該当４項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d			
	管水路工事	●評価対象項目 □　管の通りが良い。 □　付帯コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　付帯コンクリート構造物の通りが良い。 □　付帯コンクリート構造物にクラックが無い。 □　全体的な美観が良い。 該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d			
	フィルダム工事 ため池工事	●評価対象項目 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　付帯コンクリート構造物にクラックが無い。 □　漏水が無い。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。 該当９項目以上……a 該当７項目以上……b 該当６項目以上……c 該当５項目以下……d			
	コンクリートダム工事	●評価対象項目 □　コンクリートの表面状態が良い。 □　コンクリート面の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　漏水が無い。 □　吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。 該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d			

別紙４－１９（検査職員用）

考査項目	工　　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ出来ばえ	コンクリート二次製品水路工事（Ｕ字溝、ＢＦ等付帯的なものを除く）	●評価対象項目 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d	
	地滑り防止工事（法面に係わる抑止工を除く）	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　法面の通りが良い。 □　植生、吹き付け等の状態が均一である。 □　法面の端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d	
	電気通信設備工事	●評価対象項目 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　ケーブル等の接続方法及び収納方法が適切である。 □　主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	施設機械設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □　溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	水路補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管更正工	●評価対象項目 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。		該当３項目以上……a 該当２項目以上……b 該当１項目以上……c 該当項目なし……d	

別紙４－２０（検査職員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅲ出来ばえ</td><td>建築工事</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>建築工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　建築物の通り、形状がよい。
□　仕上げの均一性、平坦性がよい。
□　機能面での配慮が適切である。
□　防水の納まりが良好である。
□　建具の取り付け、作動がよい。
□　舗装の平坦性が良好である。
□　関連工事との取り合いがよい。
□　全体的な美観がよい。

該当６項目以上……a
該当５項目以上……b
該当３項目以上……c
該当２項目以下……d</td></tr>
<tr><td></td><td>上記以外の工事
又は
合併工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：
※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。

●判断基準
該当５項目以上・・・a
該当４項目・・・・・b
該当３項目・・・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

事業（務）所長用　　目　　次

書式名称	考査項目	細別	備考
別紙３－１	２．施工状況	Ⅱ　工程管理 Ⅲ　安全対策	
別紙５－１から 別紙５－２	４．工事特性	Ⅰ　施工条件等への対応	
別紙７	６．社会性等	Ⅰ　地域への貢献度	
別紙８	７．法令遵守等		

別紙３－１（事業（務）所長用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

※下記の評価項目を参考に総合的にａ～ｄを評価する。

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ　工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　緊急対策工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、工期内に工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
□　工程管理に係る積極的な取組が見られた。
□　その他（理由：　　）

上記該当項目を総合的に判断してａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td><td colspan="2">□　受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。

該当あれば……ｅ

□　自主的な工程管理がなされず監督職員から文書による改善指示を行った。

該当あれば……ｄ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ　安全対策</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（理由：　　）

上記該当項目を総合的に判断してａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td><td colspan="2">□　臨機の処置が不適切又は監督職員の指示に従わなかったため災害等の損害を受けた。

該当あれば……ｅ

□　安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督職員から文書による指示を行った。

該当あれば……ｄ</td></tr>
</table>

※　特筆すべき事項がある場合には、その他に理由を記載する。

別紙５－１（事業（務）所長用）
［記入方法］　該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

考査項目	細別	対応事項	具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ　施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □　１．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　２．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　３．その他（理由：　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	（１．について） □　切土、盛土工：　5万m3＜Ｖ　　□　浚渫工：　10万m3＜V　　□　開水路工：　20m3＜Q □　推進工（羽口、泥水加圧）：2000mm＜φ　　□　掛樋工、樋管：　30m＜Ｌ □　ダム：30m＜H　　□用排水機場（Ｐ製作据付）：2000mm＜φ　　□用排水機場（土木）：　20m3＜Q □　頭首工：径間数4径間以上　□　ゲート工：50m2＜Ａ　□　パイプライン：2000mm＜φ □　水路トンネル(従来工法)：4m＜H＜1.8m　　□　トンネル(NATM)：内空断面積　25m2＜A □　地滑り防止工：50m＜Wまたは80m＜L　　□　建築：延べ床面積　1000m2 ＜Ａ □　橋梁下部工：15m＜H　□　橋梁上部工：最大支間長 60m＜L （２．について） □　砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 □　鉄道に隣接又は横断する水路　　工事、伏越等の河川横断工事。 □　供用中の施設の改修工事等。 （３．について） □　その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 □　その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 □　地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □　４．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　５．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　７．現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　８．緊急時に対応が特に必要な工事 □　９．施工箇所が広範囲にわたる工事 □１０．その他(理由：　　) ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	（４．について） □　供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 □　鉄道又は道路をアンダーパスする水路工事等。 □　監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （５．について） □　ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 □　地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 □　そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （６．について） □　市街地での夜間工事。 □　ＤＩＤ地区での工事。 （７．について） □　日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 □　工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （８．について） □　緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 （９．について） □　作業現場が広範囲に分布している工事。 （１０．について） □　施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 □　その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　１１．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　１２．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　１３．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　１４．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　１５．その他(理由：　　) ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	（１１．について） □　ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 □　支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □　施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （１２．について） □　海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □　潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （１３．について） □　急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 □　斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。

			□　土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （１４．について） □　イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （１５．について） □　その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 □　その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。

別紙５－２（事業（務）所長用）
［記入方法］　該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

考査項目	細別	対応事項	具体的な施工条件等への対応事例
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □　１６．12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □　１７．その他(理由：　　) ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	
	評　価	評点：　　点	

※１　特筆すべき事項がある場合には、その他に理由を記載する。
※２　工事特性は、最大２０点の加点評価とする。
※３　評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

別紙７（事業（務）所長用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】　該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

<table>
<tr><td rowspan="3">６．社会性等</td><td rowspan="3">Ⅰ　地域への貢献度</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□　積極的に地域住民とのコミュニケーションを図った。
□　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□　月１回以上、積極的にボランテイア活動等に参加し、地域に貢献した。
□　その他（理由：　　）

上記該当項目を総合的に判断してａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。</td></tr>
</table>

※１　特筆すべき事項がある場合には、その他に理由を記載する。
※２　地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
※３　評価では、「４．工事特性」及び「５．創意工夫」との二重評価としない。

別紙８（事業（務）所長用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】　該当する項目の□に ✔ マークを記入する。

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表

７．法令遵守等

措置内容	点　　数
□　指名停止３ヶ月以上	－２０点
□　指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□　指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□　指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□　文書注意	－　８点
□　口頭注意	－　５点
□　工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	－　３点
□　総合評価技術提案の不履行	－　　点
□　その他（　　）理由：	±　　点
□　該当項目なし	

法令遵守等評定点合計	±　　点

①本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、不履行の項目ごとに－３点とする。
⑤入札説明書等において具体的な法令遵守等に係る取組及びこれに係る加点措置を明示した場合は、「その他」の措置内容に、工事成績評定の合計で 100 点を超えない範囲で加点することができる。

【上記で評価する場合の適応事例】
・　入札する前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
・　現場代理人の職務の執行が著しく不適当であり、契約書第１２条に基づく措置請求を行った。
・　承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
・　使用人に関する労働条件等に問題があり送検された。
・　契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。
・　監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
・　契約の履行にあたり故意に施工を粗雑にし、出来高又は品質に関して不正な行為をした。
・　正当な理由がなく契約書第１７条に基づく改善請求又は、破壊検査に従わなかった。
・　産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
・　当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
・　一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
・　入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
・　労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
・　監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
・　正当な理由がなく契約を履行しなかった。
・　施工上の理由により、契約書第４６条第１号から第４号までに基づく契約の解除を行った。
・　工期的理由により契約書第４７条第１項に基づく契約の解除を行った。
・　破壊検査の結果、不正が見つかった。
・　下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
・　過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検された。
・　受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等―の暴力団関係者がいることが判明した。
・　下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
・　安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

※　特筆すべき事項がある場合には、その他に理由を記載する。

別紙９－１

「施工プロセス」のチェックリスト

１．工 事 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工　　期 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．施工業者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業(務)所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主任監督員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリストは、設計図書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容をＹＥＳ、ＮＯで記録するとともに、ＮＯの場合は、備考欄に必要な改善通知、改善指示及びその是正状況等を記録する。

③用語の定義　　契約後：当初契約後　　変更後：契約変更後

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期 着手前	施工中						完成時	備考
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	契約工程表	・契約締結後14日以内に工程表が提出されたか？　(契約後､変更後)	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO		
		工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録されたか？（契約後、変更後、完成前）	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	
		品質証明	・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行いその結果を所定の様式により提出したか？（検査前等）		(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	
			・品質証明は出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施されたか？ (品質証明実施時)		(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	
		建退共等	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出しているか？ (契約後､増額変更後)	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO		
			・建退共制度に関する標識が現場に掲示されているか？ (施工時１回程度)		(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO		
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されているか？ (施工時１回程度)		(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO		
			・建退共証紙が共済手帳に貼付してあるのを確認しているか？ (施工時適宜)		(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO		
		施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されているか？（施工時１回／月程度）		(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO	(　/　) YES　NO		

別紙９－２

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期								備考
				着手前	施工中						完成時	
１ 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳に下請負契約書（写）が添付されているか？（施工時１回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工体制台帳に一時下請負金額が記入されているか？（施工時の当初、変更時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・施工体系図が現場の見やすい場所に掲げられているか？（施工時１回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与しているか？（施工時の当初、変更時）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し監理技術者が正しく記載されているか？（施工時１回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		作業分担	・作業の分担と責任の範囲が書面で確認できるか？（施工計画書提出時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人	現場代理人	・現場代理人は現場に常駐し現場の運営取り締まりを適切に実施しているか？（施工時１回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・現場代理人は工事全般の把握ができているか？（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・現場代理人は監督職員との連絡調整及び対応ができているか？（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		専門技術者の配置	・専門技術者が配置されているか？（施工計画時、施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		作業主任者の選任	・作業主任者が選任されているか？（施工計画時、施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・作業に当たり作業主任者がいるか？（施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		監理技術者の専任制	・資格者証の提示を求め内容を確認する（着手前）	(/) YES NO								
			・配置予定技術者、通知による監理技術者は施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一	(/) YES NO								

別紙９－３

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期								備考
				着手前	施工中						完成時	
		監理技術者の専任制	であることを確認する　（着手前）									
			・現場に常駐しているか？（施工時１回／月程度）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・施工計画や工事に係わる工程技術的事項を把握し主体的に係わっているか？　（施工時、打合せ時）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		監理技術者の対応	・創意工夫又は提案をもって工事の進捗に努めているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・契約書、設計図書、指針等をよく理解し現場に反映しているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・設計図書の照査を行い現場との相違に対応しているか？（施工時適宜）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・工事規模に応じた人員・機械配置がなされているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・施工時に伴う創意工夫の提案により品質等の向上に努めているか？　（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		現場技術者	・現場技術員との対応は適切か？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		下請負者の把握	・受注者は下請負者に対して総合的に企画、指導及び調整をしているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・下請負者が農水省の工事指名競争参加資格者である場合には指名停止期間中でないこと（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立会にあたってはあらかじめ立会願いを提出して行っているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・段階確認の確認時期は適正か？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		

別紙９－４

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中						完成時	備考
２ 施工状況	Ⅰ 施工管理	設計図書の照査等	・契約書第１８条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っているか？　（施工時適宜）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・現場との相違事実がある場合その事実が確認できる資料を書面により提出しているか？（施工時適宜）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち提出されたか？　（着手前、変更時）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・記載内容と現場施工方法は一致していたか？　（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致しているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・記載内容が現場条件等を反映しているか？　（着手前、変更時）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・工程表の内容が検討されて充実しているか？　（着手前、変更時）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ管理しているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫が見られるか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		・材料見本、工事記録写真	・見本又は工事記録写真等の整理に工夫がみられるか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		・イメージアップ	・現場事務所、作業員宿舎、休憩所及び作業環境等の改善を行い快適な職場を形成し、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に積極的に努めているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		

別紙９－５

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中						完成時	備考
２ 施工状況	Ⅰ 施工管理	工事の着手	・工事開始日後、３０日以内に工事に着手したか？ （着手時）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		支給品及び貸与品	・善良な管理者の注意をもって管理したか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・受領予定１４日前までに品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出したか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		建設副産物	・受注者は産業廃棄物管理表（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示したか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出したか？ （施工時適宜）	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
		指定建設機械類の確認	・指定建設機械を使用しているか？ （施工時１回程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	Ⅱ 工程管理	工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・条件変更への対応、地元調整を円滑に行い、工事の進捗をはかったか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・作業員の休日の確保を行ったか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
	Ⅲ 安全対策	安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録が整備されているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・店社パトロールを実施し、記録が整備されているか？ （施工時１回／月程度）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・安全訓練等を実施し、記録が整備されているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		
			・安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されているか？ （施工時適宜）		(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO	(/) YES NO		

別紙９－６

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中						完成時	備考
２ 施工状況	Ⅲ 安全対策	安全活動	・新規入場者教育を実施し、記録が整備されているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・過積載防止に取り組んでいる記録があるか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録があるか？（施工時１回／月程度）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・保安設備、足場等が設置管理さが的確であり、記録が整備されているか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
		安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項がないか？（安全パトロール実施時）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項に適切に対処したか？（施工時適宜）		(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
	Ⅳ 対外関係	関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との連絡、届出、施工上必要な交渉を適切に行い、記録があるか？（施工時適宜）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対策を適切に行い、記録があるか？（施工時適宜）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っているか？（施工時適宜）	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO	(　/　) YES NO		

別紙-10

出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

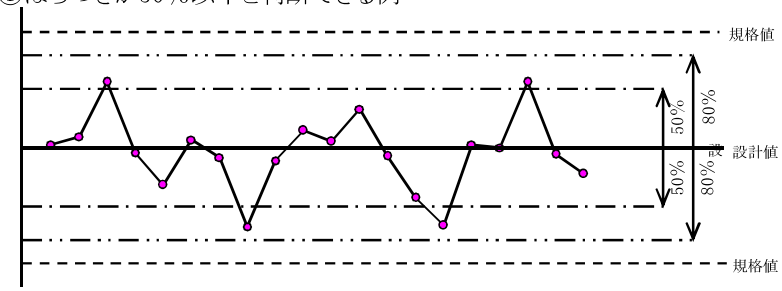

②ばらつきが80％以下と判断できる例

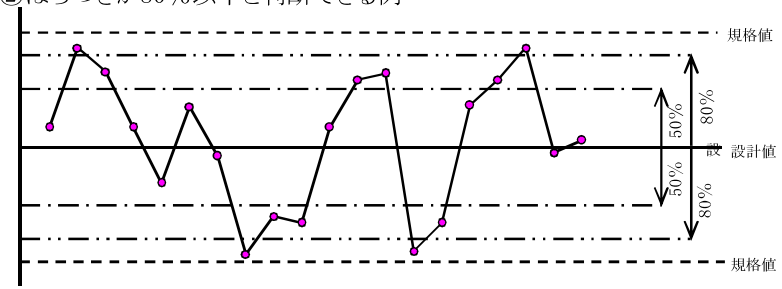

（下限値のみの場合）

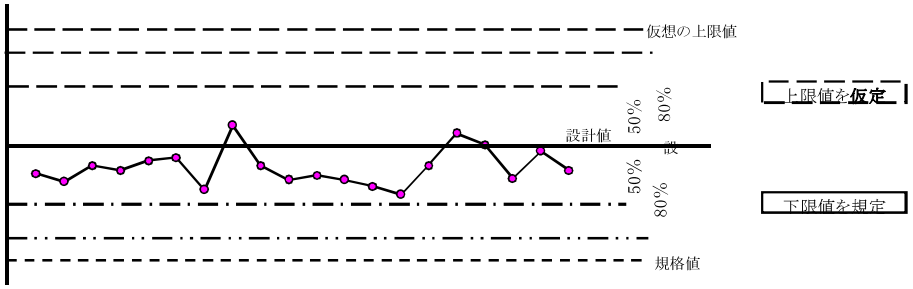

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

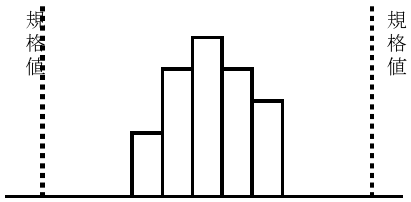

ばらついている

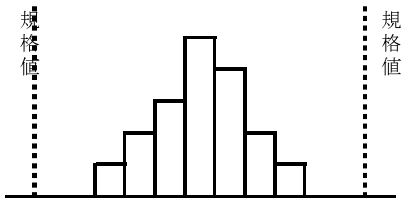

ばらつきが大きい

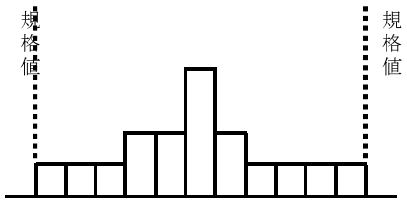

別記様式（工事特性等実施状況）

工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況

工　事　名		受注者名	
項　目	評　価　内　容	備　　考	
□工事特性 工事全体を通して他の類移工事に比べて、特異な技術力	□構造物の特殊性	規模が特殊な構造物等 複雑な形状の構造物等	
	□都市部等の作業環境、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物等 周辺環境条件の影響等 騒音・振動等環境対策等 現道上の交通規制等 緊急時の対応等 広範囲な施工箇所の対応等	
	□自然・地盤条件	特殊な地盤条件への対応等 気象現象の影響等 急峻な地形及び危険地内の対策等 自然環境の保全に配慮等	
	□長期工事における安全確保	12ヶ月を超える工期等	
□創意工夫 「工事特性」で評価するほどでない軽微な工夫	□施工	施工に伴う機械、器具、工具、装具類等 二次製品、代替製品の利用等 施工方法の工夫等 施工環境の改善等 仮設計画の工夫等 施工管理、品質管理の工夫等 情報化施工の実施等 新技術活用	
	□品質	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫等 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫等 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫等 配筋、溶接作業等に関する工夫等	
	□安全衛生	安全衛生教育の実施等 安全施設・仮設備の配慮等 安全教育・講習会・パトロールの工夫等 作業環境の改善等 交通事故防止の工夫等	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献度	周辺環境への配慮等 現場環境の地域への調和等 地域住民とのコミュニケーション等 ボランティアの実施等	

１．該当する項目の□にレマーク記入。
２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況（説明資料）

工　事　名			／
項　　目		評価内容	
提 案 内 容			

（説　明）

（添付図）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別添１

工事技術的難易度評価実施要領

（対象工事）

第１　技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、東海農政局工事成績等評定実施要領（以下「評定要領」という。）第２に規定された対象工事のうち、東海農政局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、干拓工事、ダム工事、橋梁工事、ため池工事、地すべり工事、建築工事、施設機械設備製作据付工事、その他これに類する工事とする。

（評価の時期）

第２　評価の時期は、工事の完成時とする。

（評価者）

第３　技術的難易度評価の評価者は、評定要領第４（２）に規定する事業（務）所長とする。

（評価の方法）

第４　評価は、工事ごとに独立して、主任監督職員の意見を参考に行うものとする。

２　工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第１－１「工事技術的難易度評価表（土木・建築）」並びに別記様式１－２「工事技術的難易度評価表（施設機械）」に記録するものとする。

３　前項の評価は、別紙－１の方法により行うものとする。

（評価結果の報告）

第５　事業（務）所長は、工事技術的難易度評価の結果を局長に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第６　局長又は事業（務）所長は、評定要領第８に規定する様式により、当該工事の請負者に通知するものとする。

別紙－１

工事技術的難易度評価手順

１．工事技術的難易度評価表「別記様式第１－１」並びに「別記様式第１－２」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順１　工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙－２「工事区分表」による。

手順２　小項目の評価

各小項目の評価は、別紙－３－１「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木・建築）」並びに別紙－３－２「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（施設機械）」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第１－１並びに別記様式第１－２に記入する。

手順３　大項目の評価

各大項目の評価は、手順２の各小項目ごとの評価結果から表－１の判定基準に基づき、大項目の評価をＡ、Ｂ、Ｃで行い、別記様式第１に記入する。

表－１　大項目判定基準

大項目評価	小　項　目　評　価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が１つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にＢ判定が１つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順４　工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－２の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第１に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のＡ、Ｂの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が１つあり、かつ、Ｂ判定が３個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表－２　「易、やや難、難」判定基準

易、やや難、難の　判　定	大　項　目　評　価
難	・大項目の評価にＡ判定が２つ以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が４個以上ある。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が３個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にＢ判定が１つ以上あり、かつＡ判定がない。 ・大項目の評価にＡ判定が１つあり、かつＢ判定が３個以下である。
易	・大項目の評価にＡ若しくは、Ｂ判定項目がない。

手順５　工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順４の判定結果から別紙－４「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、別記様式第１に記録する。

別記様式第1－１

工事技術的難易度評価表（土木・建築）

年　　月　　日

入札契約方式		事業所等名		所長等	
工事名			契約金額（最終）		
工事 ＩＤ			工期（最終）	～	
請負業者名			CORINS登録番号		工事区分ｺｰﾄﾞ

評 価 項 目					評 価 内 容
大 項 目	評価	小 項 目	評価	該当番号	
１．構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
２．技術特性		①工法等			
		②その他			
３．自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
４．社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
６．特別考慮要因		－			

工事区分			技術的難易度評価	
			「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式第１－２

工事技術的難易度評価表（施設機械）

年　　月　　日

入札契約方式		事業所等名		所長等	
工事名			契約金額（最終）		
工事　ＩＤ			工期（最終）	～	
請負業者名			CORINS登録番号		工事区分ｺｰﾄﾞ

評価項目					評価内容
大項目	評価	小項目	評価	該当番号	
１．設備条件		①設備種別			
		②設備規模			
		③その他			
２．設備技術特性		①施工技術			
		②その他			
３．設備据付条件		①設備環境			
		②土木構造物			
		③その他			
４．社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
６．特別考慮要因		－			

工事区分			技術的難易度評価	
			「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別紙－2

工 事 区 分 表

工 事 分 類	構 造 物 分 類	構造型式・工法分類	工事区分
1. ほ場整備	1.1 区画整理	1.1.1 平地（表土扱い工法）	1011
		1.1.2 〃（簡易整地工法）	1012
		1.1.3 傾斜地	1013
	1.2 暗渠排水		1020
	1.3 客 土		1030
2. 農用地造成	2.1 改良山成		2010
	2.2 階段畑		2020
	2.3 土壌処理等	2.3.1 土壌改良材散布	2031
		2.3.2 石礫除去	2032
		2.3.3 その他	2033
3. 農 道	3.1 切土工		3010
	3.2 盛土工		2020
	3.3 法面保護工	3.3.1 法枠工法	3031
		3.3.2 コンクリート吹付	3032
		3.3.3 客土吹付	3033
		3.3.4 その他	3034
	3.4 トンネル	3.4.1 山岳トンネル工法	3041
		3.4.2 シールド工法	3042
		3.4.3 開削工法	3043
	3.5 舗装	3.5.1 アスファルト舗装	3051
		3.5.2 コンクリート舗装	3052
	3.6 擁壁工	3.6.1 山留工	3061
		3.6.2 法留工	3062
4. 橋梁	4.1 橋梁上部工	4.1.1 RC橋	4011
		4.1.2 PC橋	4012
		4.1.3 鋼橋	4013
		4.1.4 床版工（鋼橋）	4014
	4.2 橋梁下部工	4.2.1 RC橋脚・橋台	4021
		4.2.2 鋼製橋脚・橋台	4022
		4.2.3 合成構造橋脚・橋台	4023
5. 水 路 工	5.1 開水路	5.1.1 現場打水路	5011
		5.1.2 二次製品水路	5012

工 事 分 類	構 造 物 分 類	構造型式・工法分類	工事区分
	5.2 暗渠工（函渠工）	5.2.1 現場打水路	5021
		5.2.2 二次製品水路	5022
	5.3 管水路	5.3.1 RC管	5031
		5.3.2 VP管	5032
		5.3.3 DCIP管	5033
		5.3.4 FRPM管	5034
		5.3.5 SP管	5035
		5.3.6 コルゲート管	5036
		5.3.7 その他	5037
	5.4 サイホン工		5040
	5.5 水路橋	5.5.1 水路橋（大規模）	5051
		5.5.2 水路橋（小規模）	5052
	5.6 水管橋	5.6.1 水管橋（大規模）	5061
		5.6.2 水管橋（小規模）	5062
6. 水路トンネル	6.1 水路トンネル	6.1.1 山岳トンネル工法	6011
		6.1.2 シールド工法	6012
		6.1.3 推進工法	6013
		6.1.4 開削工法	6014
7. 河川及び排水路	7.1 築堤工		7010
	7.2 護岸工	7.2.1 ブロック積	7021
		7.2.2 ブロックマット	7022
	7.3 頭首工	7.3.1 岩着タイプ	7031
		7.3.2 フローティングタイプ	7032
	7.4 揚排水機場		7040
	7.5 樋門・樋管		7050
	7.6 根固工		7060
	7.7 柵渠工		7070
	7.8 矢板工		7080
8. 畑かん施設	8.1 揚水機場（加圧）		8010
	8.2 末端パイプライン		8020
	8.3 散水施設		8030
	8.4 調整水槽（FP）	8.4.1 PCタンク	8041
		8.4.2 RCタンク	8042

別紙－2

工 事 区 分 表

工 事 分 類	構 造 物 分 類	構造型式・工法分類	工事区分
9. 干 拓	9.1 防潮水門		9010
	9.2 締切堤防	9.2.1 本堤	9021
		9.2.2 承水路堤	9022
	9.3 排水機場		9030
	9.4 潮廻水路		9040
	9.5 水切(排水路)		9050
	9.6 暗渠排水		9060
	9.7 土壌改良		9070
10. ダ ム	10.1 ダム	10.1.1 コンクリートダム	10011
		10.1.2 ロックフィルダム	10012
		10.1.3 アースダム	10013
		10.1.4 表面遮水壁フィルダム	10014
		10.1.5 複合ダム	10015
11. ため池	11.1 ため池	11.1.1 山 池	11011
		11.1.2 麓 池	11012
		11.1.3 皿 池	11013
	11.2 盛立(築堤)	11.2.1 前刃金工法	11021
		11.2.2 抱土工法	11022
	11.3 取水施設		11030
	11.4 洪水吐		11040
	11.5 底泥浚渫		11050
12. 地すべり	12.1 抑制工	12.1.1 承水路	12011
		12.1.2 排水路	12012
		12.1.3 水抜きボーリング	12013
		121.4 集水井	12014
		12.1.5 排水トンネル	12015
		12.1.6 堰堤	12016
		12.1.7 床止工	12017
	12.2 抑止工	12.2.1 杭打工	12021
		12.2.2 擁壁工	12022
		12.2.3 アンカー工	12023
		12.2.4 その他	12024

工 事 分 類	構 造 物 分 類	構造型式・工法分類	工事区分
13. 建 築	13.1 木造		13010
	13.2 鉄骨		13020
	13.3 RC		13030
14. 施設機械	14.1 ゲート設備	14.1.1 水路用ゲート	14011
		14.1.2 堰ゲート	14012
		14.1.3 ゴム引布製起伏ゲート	14013
		14.1.4 ダム放流ゲート	14014
		14.1.5 ダム取水ゲート	14015
	14.2 ポンプ設備		14020
	14.3 除塵設備		14030
	14.4 ダム管理設備		14040
	14.5 電気設備	14.5.1 ダム用受電設備	14051
		14.5.2 ダム以外の受電設備	14052
		14.5.6 水力発電設備	14053
	14.6 水管理制御設備		14060

別紙－３－１

工事難易度評価の小項目別運用表（土木・建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
１．構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む）
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
２．技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
３．自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地滑り等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
４．社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行う

Ａ：特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」

Ｂ：困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」

Ｃ：一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

別紙－３－２

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（施設機械）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項等）
１．設備条件	①設備種別	主な設備の種別（用途、種類、構造、電圧等）
	②設備規模	主な設備の規模（寸法、口径、能力、設備容量等）
	③その他	機器設備の改造・転用、特殊な対象設備等
２．設備技術特性	①施工技術	新技術、新素材、工法、使用材料等
	②その他	施工技術に関する技術提案等
３．設備設置条件	①設備環境	気象条件、現場条件等
	②土木構造物	土木構造物の形状等
	③その他	その他の特殊要因等
４．社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
５．ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

［評価方法］

以下の３ランクの評価を行う

Ａ：特に困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・特性」

Ｂ：困難な、又は高度な技術を要する「条件・特性」

Ｃ：一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能な「条件・特性」

別紙－４

工事区分別工事難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

工事分類	構造物分類・構造型式・工法分類	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
１．ほ場整備	区画整理、暗渠排水、客土	易	やや難	難			
２．農用地造成	改良山成、階段畑、土壌処理等	易	やや難	難			
３．農　道	切土工、盛土工、法面保護工、舗装、擁壁工	易	やや難	難			
	トンネル			易	やや難	難	
４．橋　梁	橋梁上部工、橋梁下部工		易	やや難	難		
５．水路工	開水路、函渠工、管水路工、水路橋(小規模)、水管橋(小規模)	易	やや難	難			
	サイホン、水路橋(大規模)、水管橋(大規模)		易	やや難	難		
６．水路トンネル	水路トンネル(推進工法)		易	やや難	難		
	水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
７．河川 及び排水路	築堤工、護岸工、根固工、柵渠工、矢板工	易	やや難	難			
	揚排水機場、樋門・樋管		易	やや難	難		
	頭首工			易	やや難	難	
８．畑かん施設	揚水機場(加圧)、末端パイプライン、散水施設、調整水槽（ＲＣタンク）	易	やや難	難			
	調整水槽(ＰＣタンク)		易	やや難	難		
９．干　拓	締切堤防(承水路堤)、潮廻水路、水切(排水路)、暗渠排水、土壌改良	易	やや難	難			
	防潮水門、締切堤防(本堤)、排水機場		易	やや難	難		
10．ダ　ム	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
11．ため池	皿池、盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、底泥浚渫	易	やや難	難			
	山池、麓池		易	やや難	難		
12．地すべり	抑制工(承水路、排水路、水抜きボーリング、床止工)、抑止工(擁壁工)	易	やや難	難			
	抑制工(集水井、排水トンネル、堰堤)、抑止工(杭打工、アンカー工)		易	やや難	難		
13．建　築	木造、鉄骨	易	やや難	難			
	ＲＣ		易	やや難	難		
14．施設機械	水路用ゲート、ゴム引布製起伏堰ゲート、除塵設備、ダム管理設備	易	やや難	難			
	ダム以外の受電設備、水管理設備		易	やや難	難		
	堰ゲート、ダム放流ゲート、ダム取水ゲート、ポンプ設備 ダム用受電設備、水力発電設備			易	やや難	難	

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

別添２

ＶＥ提案等評定実施要領

（対象工事）

第１　ＶＥ評価の対象は、評定要領第２条に規定された評定の対象工事のうち、地方農政局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、農道工事、水路トンネル工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、干拓工事、ダム工事、橋梁工事、施設機械設備製作据付工事、その他これに類する工事の入札時又は入札後契約前及び契約締結後に受け付けた技術提案とする。

（ＶＥ評定の時期）

第２　ＶＥ評定の時期は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一　当該提案を受け付けたとき（以下「基本評定」という。）

二　当該提案に基づき工事を行ったものについては、工事が完成したとき（以下「完成時評定」という。）

三　供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあっては、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき（以下「事後評定」という。）

（評定者）

第３　ＶＥ評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

一　基本評定及び事後評定の評定者は、ＶＥ提案審査会としその構成は、「公募型指名競争入札方式の実施について（平成６年６月６日付け６地第 430 号）」に規定された技術審査会とする。

二　完成時評定は、検査職員及び主任監督職員の考査を参考の上、前号に示すＶＥ提案審査会が行うものとする。

（ＶＥ評定の方法）

第４　ＶＥ評定は、提案ごとに独立して行うものとする。

２　ＶＥ提案の考査は、基本評定については、別記様式第１「ＶＥ評定考査表（基本評定）」により、完成時評定については、別紙様式第２「ＶＥ評定考査表（完成時評定）」、事後評定については、別紙様式第３「ＶＥ評定考査表（事後評定）」により行うものとする。

３　ＶＥ提案審査会は、基本評定ならびに完成時評定及び事後評定の結果を踏まえ、当該提案のＶＥ評定を決定するものとする。

４　評定に当たっては、別紙－１の留意事項を考慮するものとする。
５　評定結果は、別記様式第４「ＶＥ提案等評定表」に記録するものとする。

（ＶＥ評定結果の報告）
第５　ＶＥ提案審査会は、基本評定を行った場合及びＶＥ評定を決定した場合、次の各号に掲げる者に遅滞なく、報告するものとする。
一　支出負担行為担当官（代理官を含む。）が契約した工事にあっては、局長。
二　分任支出負担行為担当官（代理官を含む。）又は契約担当官（代理官を含む。）が契約した工事にあっては当該工事を担当する事業（務）所長。
２　事業（務）所長は、前項の規定により受理した評定表について、工事毎に、遅滞なく、局長に報告するものとする。

（ＶＥ評定結果の修正）
第６　ＶＥ提案に基づく施工に関し、かし等が発生した場合、ＶＥ提案審査会は、ＶＥ評定結果を修正するものとする。
２　かし等が極めて重大である場合は、ＶＥ評定結果を抹消するものとする。

（ＶＥ評定結果の通知）
第７　局長（分任支出負担行為担当官又は契約担当官が契約した工事に係るＶＥ提案については、当該工事を担当する事業（務）所長）は、基本評定を行った後、当該提案を行った者に基本評定結果を速やかに別記様式５により通知するものとする。
　ただし、入札時ＶＥにおける基本評定結果については、落札者決定後速やかに通知するものとする。
２　当該提案に基づき工事を行った者については、完成時評定を行った後、当該提案を行った者に完成時評定結果を速やかに評定要領第８に規定する様式により通知するものとする。
３　当該提案に基づき工事を行った者については、事後評定を行った後、当該提案を行った者に事後評価結果を速やかに別記様式５により通知するのもとする。
４　第６第１項によりＶＥ評定結果の修正を行った場合、又は第２項により、ＶＥ評定結果の抹消を行った場合も同様とする。

別記様式第１

ＶＥ評定考査表（基本評定）

年　　月　　日

事業所等名：○○○○事業(務)所

工事名	○○○○○事業　○○○○○○○○工事
提案件名	○○○○○施設構造の改造
技術提案業者名	○○○○○㈱
ＶＥ提案等の時期	□入札時　□入札後契約前　□契約後
ＶＥ提案の採否	□採用　□不採用
提案に基づく施工の有無	□施工あり　□施工なし
提案者の契約の有無	□契約あり　□契約なし
ＶＥ提案審査会　開催年月日	年　月　日
ＶＥ提案審査会代表 所属・氏名	○○農政局　整備部　○○　○○

考査項目		着目点	評価		
共通考査項目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である　等	a	b	c
	提案の独創性	新技術・新工法の採用 提案内容の創意工夫　等	a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性 施工期間の短縮 提案の根拠となる資料等の充実　等	a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果　等	a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策 リサイクルへの取り組み　等	a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用 大きな技術的波及効果　等	a	b	c
個別考査項目	（具体的に記入）	（具体的に記入）	a	b	c

評定結果			
		優	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。
		良	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。
		可	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。
	（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		

注１）各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。

２）個別考査項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

別記様式第２

ＶＥ評定考査表（完成時評定）

年　　月　　日

事業所等名：○○○○事業(務)所

工事名	○○○○○事業　○○○○○○○○工事
提案件名	○○○○○施設構造の改造
技術提案業者名	○○○○○㈱
完成検査年月日	年　月　日
主任監督職員　所属・氏名	○○○○事業(務)所　○○課　農林水産技官○○　○○
完成検査職員　所属・氏名	○○農政局整備部　○○課　農林水産技官○○　○○
ＶＥ提案審査会代表 所属・氏名	○○農政局整備部　○○　○○

考査項目		着目点	評価		
主任監督職員	施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか　等	a	b	c
	施工プロセス	提案に関して監督員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか　等	a	b	c
	（所見記入欄）				
検査職員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか	a	b	c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか　等	a	b	c
	性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	提案通りの性能が得られたか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。	a	b	c
	（所見記入欄）				

評定結果		
	a	提案を上回る優れた成果が得られた。
	b	提案とおりの成果が得られた。
	c	提案を満たさなかった。あるいは提案に起因した問題等が発生。
（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		

注１）考査項目については、ＶＥ提案等に係る部分に着目し記入する。

２）各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。

３）評定は、検査職員及び主任監督職員の考査を参考の上、ＶＥ提案審査会が行う。

別記様式第３

ＶＥ評定考査表（事後評定）

年　　月　　日

事業所等名：○○○○事業(務)所

工事名	○○○○○事業　○○○○○○○○工事
提案件名	○○○○○施設構造の改造
技術提案業者名	○○○○○㈱
事後評定年月日	年　月　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	○○農政局整備部　○○　○○

考査項目	着目点
性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	規定されている性能を満たしているか ※必要に応じ性能測定結果を添付すること。

評定結果		a	規定された性能を満たしている。
		b	規定された性能を満たしていない。
	（ＶＥ提案審査会所見記入欄）		

別記様式４

Ｖ　Ｅ　提　案　等　評　定　表

年　　月　　日

事業所等名：○○○○事業(務)所

工　　事　　名	○○○○○事業　○○○○○○○○工事
提　案　件　名	○○○○○施設構造の改造
技術提案業者名	○○○○○㈱
ＶＥ提案等の時期	□入札時　□入札後契約前　□契約後
ＶＥ提案の採否	□採用　□不採用
提案に基づく施工の有無	□施工あり　□施工なし
提案者の契約の有無	□契約あり　□契約なし
契約内容（提案者が契約した場合に記入）	
契　約　金　額	当初：　　最終：
工　　期	当初：　年　月　日　最終：　年　月　日
完成年月日	年　月　日
基本評定年月日	年　月　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	○○農政局整備部　○○　○○
基　本　評　定	優　良　可
完成時評定年月日	年　月　日
主任監督職員　所属・氏名	○○○○事業(務)所　○○課　農林水産技官○○　○○
完成検査職員　所属・氏名	○○農政局　整備部○○課　農林水産技官○○　○○
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	○○農政局　整備部　○○　○○
完　成　時　評　定	a　b　c
事後評定年月日	年　月　日
事　後　評　定	a　b
ＶＥ評定年月日	年　月　日
ＶＥ提案審査会代表所属・氏名	
Ｖ　Ｅ　評　定	Ⅵ　Ⅴ　Ⅳ　Ⅲ　Ⅱ　Ⅰ

注１）本様式は、ＶＥ提案等評定の確定時に作成する。

２）同一工事で入札時、契約後双方又は入札後契約前、契約後双方にＶＥ提案等があった場合は、それぞれ別様に作成する。

３）完成時評定、事後評定は評定を行った場合のみ記入する。

４）ＶＥ提案審査会代表所属・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。

５）基本評定とＶＥ評定の関係は提案の採用、不採用により、以下のとおりとする。

ＶＥ評定		Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
基本評定	採　用			優	良	可	
	不採用				優	良	可

６）完成時評定を行った場合は、基本評定によるＶＥ評定を次のとおり修正する。

評価ａ：基本評定によるＶＥ評定を２ランクアップ（例：Ⅳ→Ⅵ）

評価ｂ：基本評定によるＶＥ評定を１ランクアップ（例：Ⅲ→Ⅳ）

評価ｃ：基本評定によるＶＥ評定を１ランクダウン（例：Ⅲ→Ⅱ）

７）事後評定でｂの場合は、基本評定後のＶＥ評定を１ランクダウンする。

別記様式５（ＶＥ等評定通知書）

番　号
年月日

提案の相手方
　所在地
　商号又は名称
　代表者氏名　　殿

○○農政局長（事業（務）所長）
○○○○

ＶＥ提案等評定通知書

貴社が行ったＶＥ提案等について、○○農政局工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から起算して１０日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

１　工事名　　○○事業　○○工事

２　評定年月日　　○年○月○日

３　ＶＥ評定

評定内容	評定結果
基本評定	
完成時評定	
事後評定	

【事後評定を行う場合にのみ記載する】

【評定の対象と成らないものは、「該当なし」と記載する】

４　書面の送付先　　住所　○○○○
○○農政局○○部○○課○○係
（○○農政局○○事業所○○課○○係）

５　手続等の問い合わせ先　　住所　○○○○
○○農政局○○部○○課○○係
（○○農政局○○事業所○○課○○係）
℡　・・－・・・－・・・・（代）内線・・・・

別紙－１

ＶＥ評定にあたっての留意事項

１．ＶＥ評定の対象となる工事

ＶＥ評定は、入札者若しくは契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とし、現在試行されている以下のような方式が対象となるが、新たな方式が試行された場合は、適宜対象に追加する。

入札時に技術提案を受け付けるもの

・入札時ＶＥ方式（総合評価、価格競争）

入札後契約締結前に技術提案を受け付けるもの

・入札後契約前ＶＥ方式

契約後に技術提案を受け付けるもの

・契約後ＶＥ方式

２．ＶＥ評定の対象となるＶＥ提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たすＶＥ提案を対象とする。落札、不落札は問わない。また、審査の結果不採用としたＶＥ提案でも、要件を満たしているものであればＶＥ評定の対象とする。

＜ＶＥ評定の対象として認められないＶＥ提案の例＞

・設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案

・必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

３．評定の流れ

評定の流れの概要は以下の通りである。

・入札時に技術提案を受け付けるもの（入札時ＶＥ）

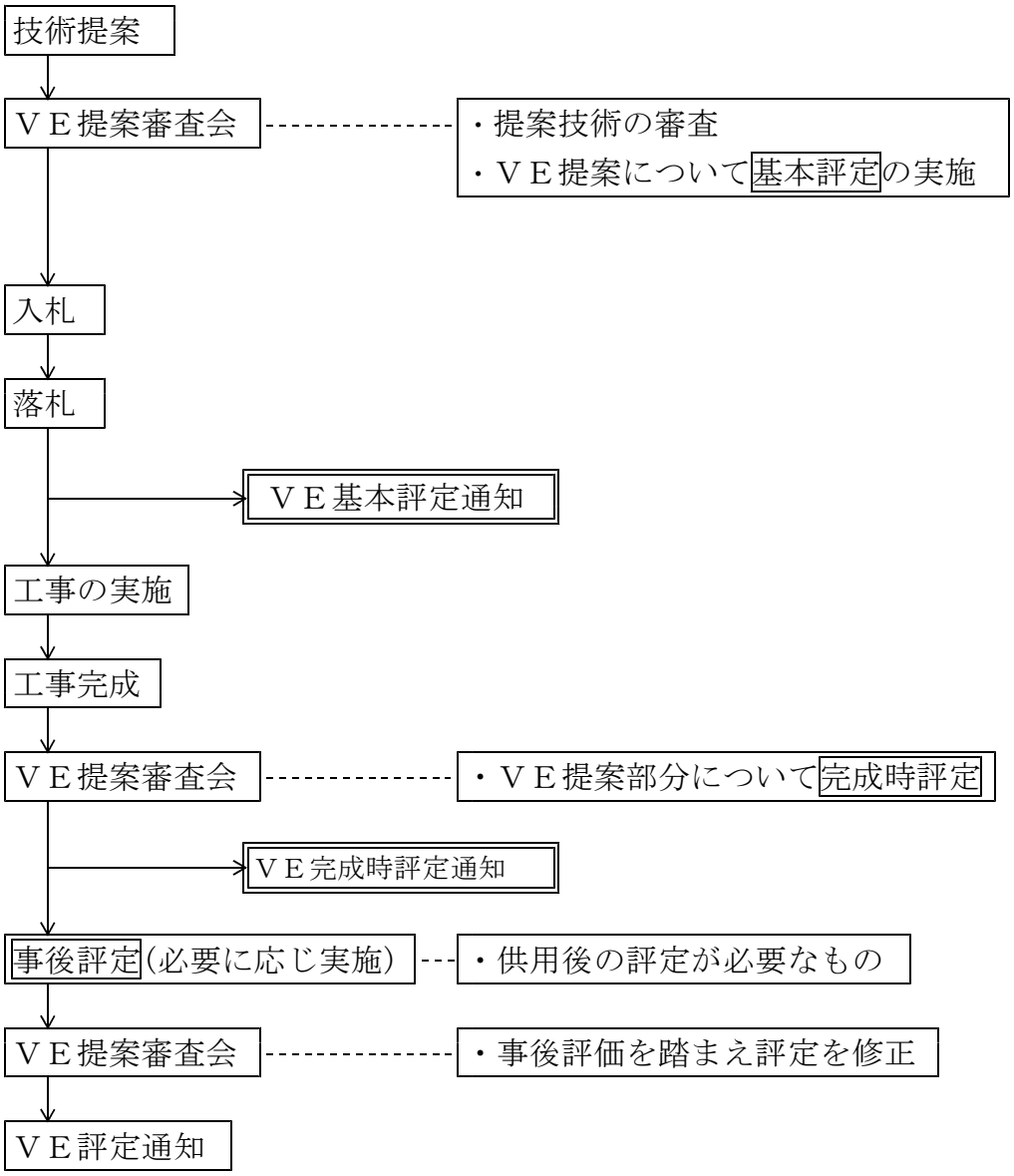

・入札後契約締結前に技術提案を受け付けるもの（入札後契約前ＶＥ）

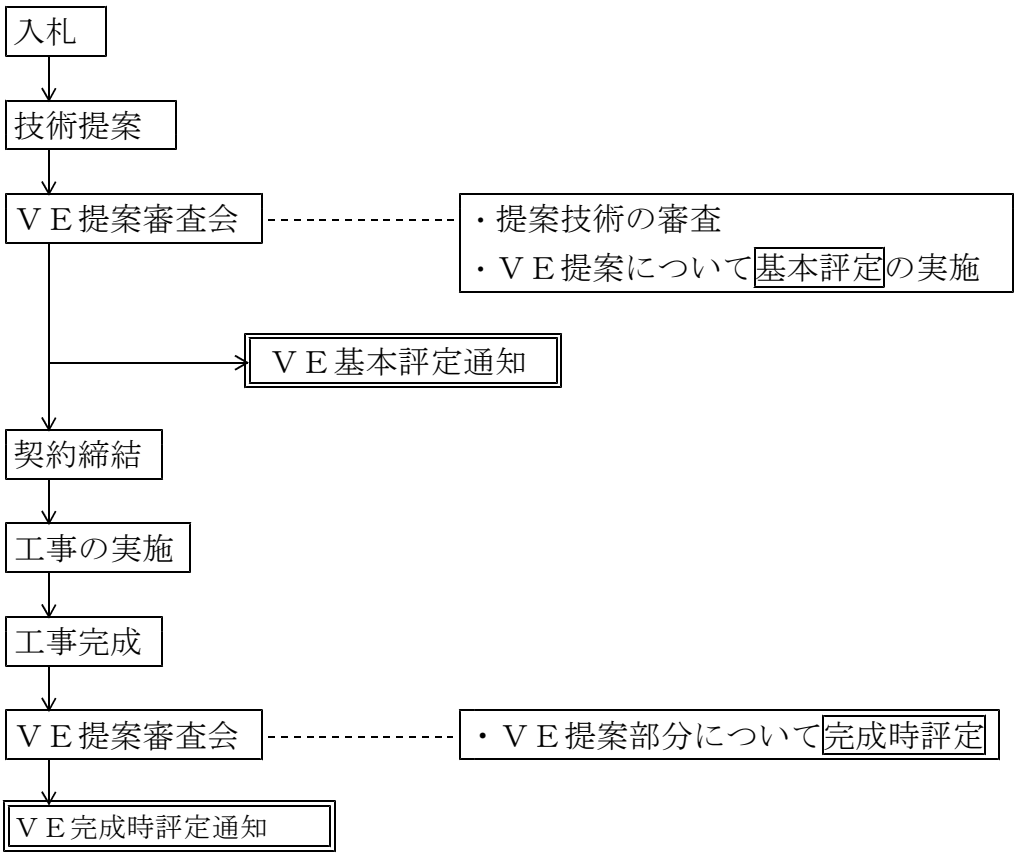

・契約後に技術提案を受け付けるもの（契約後ＶＥ）

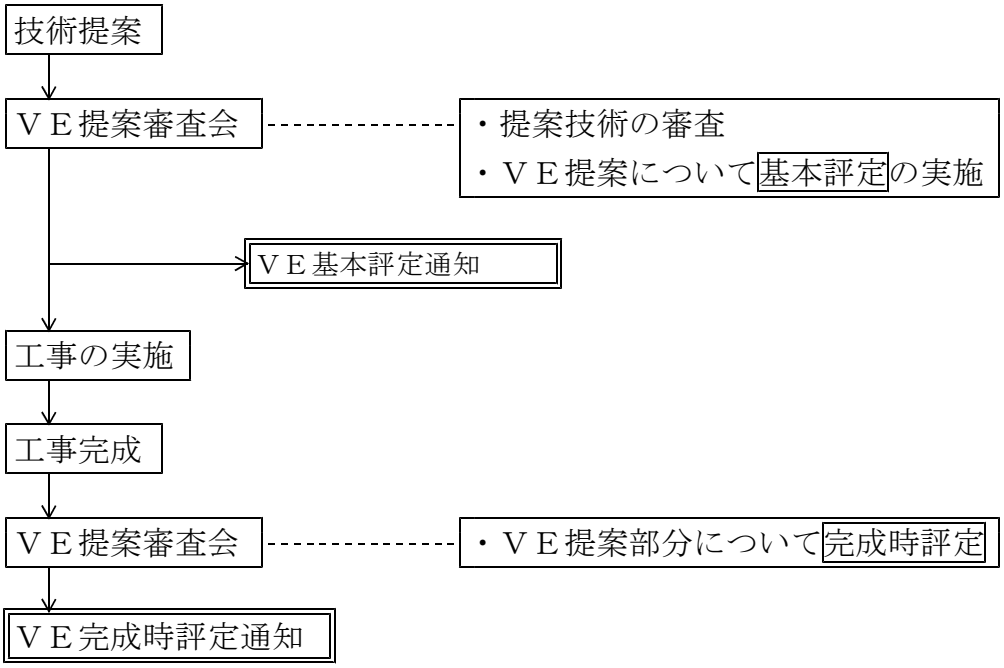

４．評定方法

基本評定及び完成時評定・事後評定を踏まえ、以下の通り６段階に評定を行う。

〇基本評定

以下の通り、基本評定の３ランク評定を踏まえた評定を行う。ＶＥ提案は採択されたが落札しなかった場合及びＶＥ提案が不採択の場合（＝提案に基づく工事を行わなかった場合）は、基本評定がそのまま最終評定となる。

評　価	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
採　択			優	良	可	
不採択				優	良	可

〇完成時評定

提案に基づく工事を行った場合は、完成時評定による補正を行う。

・評価ａ：基本評定を２ランクアップ
・評価ｂ：基本評定を１ランクアップ
・評価ｃ：基本評定を１ランクダウン

（評定例）

基本評定：優、完成時評定：ａの場合　Ⅵ
基本評定：良、完成時評定：ｂの場合　Ⅳ
基本評定：可、完成時評定：ｃの場合　Ⅰ

〇事後評定

当該工事の引き渡し後において、供用後の性能等が規定された工事にあっては、当該性能の測定時に事後評定を行い補正を行う。

・評価ａ：基本評定を２ランクアップ
・評価ｂ：基本評定を１ランクダウン

５．ＶＥ評定の修正

一度決定した評定であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、ＶＥ提案審査会において評定を修正する。極めて大きなかし等が発生した場合は、ＶＥ点の抹消も含め検討する。